

## 「マルチステークホルダー方針」

ニッポングループは、「人々のウェルビーイング（幸せ・健康・笑顔）を追求し、持続可能な社会の実現に貢献します」という経営理念を掲げています。この経営理念を実現するため、当社は企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、お客様、社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

### 記

#### 1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、環境や人権に配慮した持続可能な社会の実現および付加価値の最大化に注力します。そのためには、従業員一人ひとりが創業以来のパイオニア精神を忘れずに、創造性・多様性を育み、何事にも積極的に取り組めるような職場環境を構築し、新たな事業領域にチャレンジしてまいります。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて労使で真摯な対話に取り組むとともに、教育訓練等についてOJTやOFF-JTによる育成、従業員一人ひとりが自分の能力を最大限に発揮できる環境整備等、従業員のウェルビーイングに取り組んでまいります。

#### 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日  
【 2024年1月5日 】
- ・ パートナーシップ構築宣言のURL  
【 <https://www.biz-partnership.jp/declaration/79788-05-01-tokyo.pdf> 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

令和6年12月19日

株式会社 ニッポン

法人名

代表取締役社長 社長執行役員 前鶴 俊哉

役職・氏名（代表権を有する者）